

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

マイナンバー制度を巡り被害発生！

事例

公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪にあたる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を消すために金銭を要求され、現金を渡してしまった。（70歳代 女性）

消費者へのアドバイス

1. 不審な電話は対応せず、すぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。

「マイナンバー制度に関連して、年齢、家族構成、資産状況等の個人情報を探ねられた」との相談が寄せられています。不審な電話があったら対応せず、すぐに電話を切ってください。

また、心当たりのない請求メールに返信したり、連絡先に電話をしたりしないで下さい。

2. マイナンバーに関する問い合わせは、マイナンバー専用コールセンター 0570-20-0178 へ

3. 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察 #9110に相談して下さい。



マイナンバー

マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られています。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日